

関連倒産防止資金

県内の中小企業の方で倒産した企業等と取引関係にある企業の連鎖倒産を防ぐための制度として「関連倒産防止資金」を設けておりますので、ご利用ください。

<一般枠>

- 対象者 県内に事業所を有する中小企業の方で、倒産企業に対し売掛債権等を有する方。
- 融資限度 運転資金 2,000万円
- 融資期間 10年以内（据置1年以内）
- 融資利率 固定 年2.1%以内
- 担保 審査により担保が必要となる場合があります。
- 取扱期間 随時

<取引円滑化枠>

- 対象者 県内に事業所を有する中小企業の方で、次のいずれかに該当する方。
 - ① 倒産企業に対し売掛金債権等を有する方。
 - ② 倒産企業に対し売掛金債権等を有する方との取引額が全取引額の10%以上あり、かつ当該企業に対し売掛金債権等を有する方（倒産企業との間取引企業や2次下請企業等）。
 - ③ 取引金融機関の破綻等により、一時的に資金繰りに困難をきたしている方。
- 融資限度 運転資金 1,000万円（ただし債権額の1.2倍以内）
- 融資期間 5年以内（据置1年以内）
- 融資利率 固定 年1.7%以内
変動 年1.3%以内（年2回見直し）
- 担保 原則無担保
- 取扱期間 令和9年3月31日貸付実行分まで

<共通項目>

- 保証料 必ず信用保証協会の保証付きとなります。（責任共有制度対象）

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証料率	1.35%	1.25%	1.10%	0.95%	0.85%	0.80%	0.70%	0.50%	0.35%

- 保証人 法人 原則として1名以上
個人 必要により（原則第三者保証人は不要）
- 申込み先

県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、ふくしま未来農業協同組合、福島さくら農業協同組合、夢みなみ農業協同組合、東西しらかわ農業協同組合及び会津よつば農業協同組合）

※ 融資については、金融機関などの審査により決定されますので、ご了承ください。

<問い合わせ先>

県庁 商工労働部 経営金融課
 電話 024-521-7262 FAX 024-521-7931
 ホームページ [福島県中小企業制度資金](#)で検索してください。